

令和7年度

有馬中学校PTA臨時総会



令和7年 12月6日（土）

書面開催

有馬中学校PTA

令和7年度

有馬中学校 PTA 臨時総会

目次

I. 議 事

第1号議案 有馬中学校 PTA 規約改正（案）について

第2号議案 有馬中学校 PTA 細則改正（案）について

第3号議案 有馬中学校 PTA 個人情報保護規程改正（案）について

資料 有馬中学校 PTA 規約（案）・細則（案）・個人情報保護規程（案）

有馬中学校PTA規約改正(案)について

海老名市立有馬中学校PTA規約の一部を次に示した新旧対照表のとおり改正する。

海老名市立有馬中学校PTA規約 新旧対照表

改正前	改正(案)	備考欄
第1章から第3章(略)	第1章から第3章(略)	
第4章 第4条 本会の会員は、次の通りとし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。 (1) この会の会員は、有馬中学校に在籍する生徒の保護者、教職員をもって構成し、自由意思で入会し、また退会することができる。 (2) <u>この会への入会希望者は入会届を提出することによって入会することができる。また、退会希望者は退会届を提出することによって退会することができる。ただし、生徒の卒業や転校又は教職員の勤務校の異動や退職により、会員資格を失うものは、退会届の提出はこの限りではない。</u>	第4章 第4条 本会の会員は、次の通りとし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。 (1) (略) <u>(2) この会への入会希望者は入会届を一度提出することによって「卒業するまで又在籍中」は入会することができる。また、退会希望者は退会届を提出することによって退会することができる。ただし、生徒の卒業や転校又は教職員の勤務校の異動や退職により、会員資格を失うものは、退会届の提出はこの限りではない。</u>	(変更)
第5章 (略)	第5章 (略)	
第6章 第11条 本会の組織は、次の通りとする。 (1) 総会 (2) 会計監査委員会 (3) 役員会 (4) 運営委員会 (5) 合同委員会 (6) 地区委員会 (7) 常置委員会 (8) 指名委員会 (9) 臨時委員会	第6章 第11条 (1)から(3)略 (4)削除 (5)削除 (6)削除 (7)削除 (8)削除 (9)削除	(変更)
第7章 第12条 (略) 第13条 <u>本部役員は、指名委員会が指名し、総会の承認を得て決定する。</u> 第14条 (略) 第15条 (略) 第16条 本部役員の任務は、次の通りにする。 (1) <u>会長は、本会の常に代表者となり、総会・本部役員会・運営委員会及び合同委員会を召集し、総会以外の会議を司る。また、地区委員会・常置委員会・学年委員会及び臨時委員会に出席し意見述べることができる。</u> (2) <u>会長は、指名委員会を招集する。</u>	第7章 第12条 (略) 第13条 <u>本部役員は、公募により選出し、総会の承認を得て決定する。</u> 第14条 (略) 第15条 (略) 第16条 <u>本部役員の任務は、次の通りとする。</u> (1) <u>会長は、本会の常に代表者となり、総会・本部役員会を召集し、総会以外の会議を司る。</u> (2) 削除	(変更)
第8章 第17条 (略) 第18条 <u>会計監査は、指名委員会が会員より指名し、総会の承認を得て決定する。</u> 第19条 (略) 第20条 (略)	第8章 第17条 (略) 第18条 <u>会計監査委員は、公募により選出し、総会の承認を得て決定する。</u> 第19条 (略) 第20条 (略)	(変更)

<p>第9章</p> <p>第21条 (略) 第22条 (略) 第23条 (略) 第24条 (略)</p> <p>第10章</p> <p>第25条 (1) (略) (2) <u>各委員会との連携を密にし、年間事業と予算の調整を図る。</u> (3) <u>総会・運営委員会び合同委員会の議案の立案及び調整に努める。</u></p> <p>第11章</p> <p>第26条 運営委員会は、本部役員・地区委員会正副委員長・各常置委員会正副委員長及び校長をもって構成する。 第27条 運営委員会は、本会の執行機関であり、その任務は次の通りとする。 (1) 本会の運営に関する案件を審議し処理する。 (2) 地区委員会、常置委員会の構成について審議する。 (3) 総会に提出する議案及び議事日程の立案に努める。 (4) 細則の制定及び改廃を審議し処理する。 但しその結果を総会に報告する。 (5) 緊急重要事項を審議し処理する。</p> <p>第28条 運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席で成立し、過半数で議決される。</p> <p>第12章</p> <p>第29条 合同委員会は、本部役員・地区委員・常置委員の全員及び校長をもって構成する。 第30条 合同委員会の必要事項は、細則に定める。</p> <p>第13章</p> <p>第31条 本会は、地域との交流・連絡調整及び地域活動への参加・協力を目的として地区委員会を置く 第32条 地区委員会の必要事項は、細則に定める。</p> <p>第14章</p> <p>第33条 本会は、その目的を遂行するため常置委員会を置く。 第34条 常置委員会の必要事項は、細則に定める。</p> <p>第15章</p> <p>第35条 本会の会長は、本部役員候補者の推薦及び会計監査委員候補の指名のため、指名委員会を召集する。尚、委嘱した指名委員を必要に応じて公表する。 第36条 指名委員会の構成並びに必要事項は細則に定める。</p> <p>第16章</p> <p>第37条 本会の会長は、各委員会の任務以外の事項を協議するため、運営委員会の承認を得て臨時委員会を置く事ができる。 第38条 臨時委員会の必要事項は、細則に定める。</p> <p>第17章</p> <p>第39条 (略) 第40条 (略)</p>	<p>第9章</p> <p>第21条 (略) 第22条 (略) 第23条 (略) 第24条 (略)</p> <p>第10章</p> <p>第25条 (1) (略) (2) <u>年間事業と予算の調整を図る。</u> (3) <u>総会の議案の立案及び調整に努める。</u></p> <p>第11章</p> <p>第26条 削除</p> <p>第27条 削除</p> <p>第28条 削除</p> <p>第12章</p> <p>第29条 削除</p> <p>第30条 削除</p> <p>第13章</p> <p>第31条 削除</p> <p>第32条 削除</p> <p>第14章</p> <p>第33条 削除</p> <p>第34条 削除</p> <p>第15章</p> <p>第35条 削除</p> <p>第36条 削除</p> <p>第16章</p> <p>第37条 削除</p> <p>第38条 削除</p> <p>第17章</p> <p>第39<u>26</u>条 (略) 第40<u>27</u>条 (略)</p>	<p>(変更)</p>
---	--	---

<p>第18章 第41条 (略)</p> <p>第19章 第42条 <u>本規約の改正は、運営委員会が必要認めた時 または会員の10分の1以上の要求があった 時、総会に提案する。</u></p> <p>第43条 <u>本規約は、総会において出席者の3分2以上の賛成 がなければ改正することはできない。</u></p>	<p>第18<u>12</u>章 第41<u>28</u>条 (略)</p> <p>第42<u>29</u>条 <u>本規約の改正は、必要と認めた時、総会に提案 する。</u> (変更)</p> <p>第43<u>30</u>条 <u>本規約は、総会において出席者の過半数の賛成がな ければ改正することはできない。</u> (変更)</p>	
--	--	--

第2号議案

有馬中学校 P T A 細則改正(案)について

海老名市立有馬中学校 P T A 細則の一部を次に示した新旧対照表のとおり改正する。

海老名市立有馬中学校PTA細則 新旧対照表

改正前	改正(案)	備考欄
第1章 第1条 <u>合同委員会は、運営委員会が必要と認めた時開催する。</u> 第2条 合同委員会は、運営委員会の拡大委員会でありその決議に従うものとする。 第3条 <u>合同委員会の任務は、規約第11章運営委員会第27条、第28条に準ずる。</u>	第1章 第1条 削除 第2条 削除 第3条 削除	(変更)
第2章 第4条 <u>地区委員の地区及び数は、運営委員会の決議による。</u> 第5条 <u>地区委員は、全地区委員の互選により委員長1名、副委員長1名程度を選出する。</u>	第2章 第4条 削除 第5条 削除	(変更)
第3章 第6条 <u>常置委員の種類及び数は、運営委員会の決議による。</u> 第7条 <u>常置委員会の種類と任務は、次の通りとする。</u> (1) <u>広報委員会は、PTA広報に関する事業を計画し遂行する。</u> (2) <u>成人教育委員会は、家庭教育・成人教育に関する事業を計画し遂行する。</u> (3) <u>郊外厚生委員会は、家庭内外の生徒の生活環境に関する事業を計画し遂行する。</u> 第8条 <u>各委員会は、互選により委員長1名、副委員長1名程度を選出する。</u>	第3章 第6条 削除 第7条 削除 第8条 削除	(変更)
第4章 第9条 <u>指名委員会は、各地区より選出された委員2名及び、教員2名で構成される。</u> 第10条 <u>各地区より選出される2名の委員は、会員でなければならぬ。但し、役員経験者の場合は、この限りではない。</u> 第11条 <u>指名委員会は、委員の互選により、教員以外から委員長1名、副委員長2名を選出する。</u> 第12条 <u>指名委員は、役員及び会計監査委員となる事はできない。</u> 第13条 <u>指名委員会の任期は、発足より次の定期総会終了時までとする。</u>	第4章 第9条 削除 第10条 削除 第11条 削除 第12条 削除 第13条 削除	(変更)
第5章 第14条 <u>臨時委員会は、その案件に応じ若干名の委員で構成する。</u> 第15条 <u>臨時委員会は、審議内容を運営委員会に報告し承認を得なければならない。</u> 第16条 <u>臨時委員会は、その任務が終了した時に解散する。</u>	第5章 第14条 削除 第15条 削除 第16条 削除	(変更)

<p>第6章</p> <p>第17条 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第7章</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第8章</p> <p>第20条 (略)</p>	<p>第6<u>1</u>章</p> <p>第17<u>1</u>条 (略)</p> <p>第18<u>2</u>条 (略)</p> <p>第7<u>2</u>章</p> <p>第19<u>3</u>条 (略)</p> <p>第8<u>3</u>章</p> <p>第20<u>4</u>条 (略)</p>	
<p>附　　則</p> <p>本規定は、平成　9年6月　7日　一部改正 平成10年度　　実地 平成13年4月28日　一部改正 平成29年4月22日　一部改正 平成31年4月27日　一部改正 令和　6年4月24日　一部改正</p>	<p>附　　則</p> <p>本規定は、平成　9年6月　7日　一部改正 平成10年度　　実地 平成13年4月28日　一部改正 平成29年4月22日　一部改正 平成31年4月27日　一部改正 令和　6年4月24日　一部改正 <u>令和　7年12月　6日　一部改正し</u> <u>令和　8年4月　1日より施行する。</u></p>	

第3号議案

有馬中学校PTA個人情報保護規程改正(案)について

海老名市立有馬中学校PTA個人情報保護規程の一部を次に示した新旧対照表のとおり改正する。

海老名市立有馬中学校PTA規約 新旧対照表

改正前	改正(案)	備考欄
第1章 第1条 (略) 第2条 (1)から(4) (略) <u>(5)運営委員 本会の運営委員会を構成する者(役員を含む)をいう。</u> (6) (略) 第3条 (略)	第1章 第1条 (略) 第2条 (1)から(4) (略) <u>(5) 削除</u> <u>(6) (略)</u> 第3条 (略)	(変更)
第2章 第4条 (略) 第5条 (略) 第6条 (略)	第2章 第4条 (略) 第5条 (略) 第6条 (略)	
第3章 第7条 (略) 第8条 (略)	第3章 第7条 (略) 第8条 (略)	
第4章 第9条 (略) 第10条 (略)	第4章 第9条 (略) 第10条 (略)	
第5章 第11条 (略) 第12条 (略)	第5章 第11条 (略) 第12条 (略)	
第6章 第13条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情 (以下「苦情」という。)については必要な体制設備を行い、苦情があった時は、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。 2 苦情対応の責任者は、本会長とする。 3 <u>本会長は、苦情対応の業務を運営委員に委任することができる。その場合は、あらかじめ運営委員を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。</u> (漏えい時などの対応) 第14条 (略) 第15条 <u>個人情報保護管理者は、役員、運営委員、その個人情報を取り扱う従業者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。</u>	第6章 第13条 (略) 2 (略) 3 <u>削除</u>	(変更)
第7章 第16条 <u>本規定の改廃は役員会を経て運営委員会の承認を受けて行う。</u> 2 (略)	第7章 第16条 <u>本規定の改廃は役員会の承認を受けて行う。</u> 2 (略)	(変更)

附 則

(施行期日)

この規定は、平成31年4月27日から施行する。

附 則

平成31年4月27日から施行

令和7年12月 6日一部改正し

令和8年 4月 1日より施行する。

3. 海老名市立有馬中学校 P T A 規約(案)

第1章 名 称

第1条 本会は、海老名市立有馬中学校 P T A と称し、事務局を同校内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は、次の事項を目的とする。

- (1) 保護者と教職員が協力し、学校教育の向上を図り生徒の幸福を増進する。
- (2) 教育に対する理解と、保護者の認識を深める。
- (3) 学校と家庭と地域との連絡を緊密にし、生徒の健全な発達を図る。
- (4) 学校の教育的環境の整備を図る。

第3章 方 針

第3条 本会は、次の方針に従って活動する。

- (1) 生徒の教育並びに福祉のために活動する諸団体及び機関に協力する。
- (2) 特定の宗教や政党に偏らず、営利を目的とする行為は行わない。
- (3) 本会及び本会役員の名で公の選挙に関与しない。
- (4) 学校の人事には干渉しない。

第4章 会 員

第4条 本会の会員は、次の通りとし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

- (1) この会への会員は、有馬中学校に在籍する生徒の保護者・教職員をもって構成し、自由意思で入会し、また退会することができる。
- (2) この会への入会希望者は、入会届を一度提出することによって「卒業するまで又在籍中」は入会することができる。また、退会希望者は退会届を提出することによって退会することができる。ただし、生徒の卒業や転校又は教職員の勤務校の異動や退職により会員資格を失うものは、退会届の提出はこの限りではない。

第5章 会 計

第5条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって賄われる。

第6条 本会の会費は、年額 3, 000 円とする。また、途中退会による返金はないものとする。

- 第7条 本会の経理は、総会で決議された予算に基づいて行われる。
- 第8条 本会の会計は、本会計と特別会計の2種類とする。
- 第9条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 組織

- 第11条 本会の組織は、次の通りとする。

- (1) 総会
- (2) 会計監査委員
- (3) 役員会

第7章 本部役員

- 第12条 本会の本部役員は、次の通りとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 若干名（教員を含む）
- (4) 会計 若干名（教員を含む）

- 第13条 本部役員は、公募により選出し、総会の承認を得て決定する。

- 第14条 本部役員の任期は、1ヵ年とする。但し再任は妨げない。

- 第15条 本部役員に欠員が生じ補充された本部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 第16条 本部役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会の常に代表者となり、総会・本部役員会を召集し、総会以外の会議を司る。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 書記は、議事及び重要事項を記録するとともに、本会の事務を処理する
- (4) 会計は、本会の経理事務を処理し、総会に報告する。

第8章 会計監査委員

- 第17条 本会に3名の会計監査委員を置く。

- 第18条 会計監査委員は、公募により選出し、総会の承認を得て決定する。

- 第19条 会計監査委員の任期は、1ヵ年とする。

- 第20条 会計監査委員は、必要に応じ隨時会計を監査し、定期総会に報告する。

第9章 総 会

- 第21条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。
- 第22条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は年度始めに、臨時総会は会長が必要と認めた時、または全会員の3分の1以上の要求があった時に開催する。
- 第23条 総会は、全会員の5分の1以上の出席がなければ成立することができない。
但し、委任状をもって出席にかえる事ができる。
- 第24条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第10章 役 員 会

- 第25条 役員会は、本部役員及び校長をもって構成され、その任務は次の通りとする。
- (1) 学校運営との調整を図り、本会のよりよい運営ができるよう努める。
- (2) 年間事業と予算の調整を図る。
- (3) 総会の議案の立案及び調整に努める。

第11章 慶 専

- 第26条 本会は、会員及びその親族の慶弔につき意を表す。
- 第27条 慶弔の規程は、細則に定める。

第12章 個人情報の取り扱い

- 第28条 本会は、個人情報の取り扱いについて、別に定める。

第13章 改 正

- 第29条 本規約の改正は、必要と認めた時、総会に提案する。
- 第30条 本規約は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することはできない。

附 則

本規定は、昭和52年5月6日から施行する。

昭和53年5月 4日 一部改正
昭和54年4月26日 一部改正
昭和55年4月25日 一部改正
昭和58年4月21日 一部改正

平成 元年4月22日 一部改正
平成 9年6月 7日 一部改正
平成13年4月28日 一部改正
平成15年4月26日 一部改正
平成31年4月27日 一部改正
令和 6年4月24日 一部改正
令和 6年11月9日 一部改正
令和 7年12月6日 一部改正し、令和8年4月1日より施行する。

4. 海老名市立有馬中学校P T A細則

第1章 慶弔

第1条 弔事につき、次の通りとする。

会員及び在校生の死亡 ・・・ 金10,000円と生花

第2条 以上の外、役員会が必要と認めた時は、別途慶弔の意を表すことができる。

但し、運営委員会に報告することとする。

第2章 個人情報の取り扱い

第3条 個人情報の取り扱いについては、別に定める。

第3章 改正

第4条 改正した本細則は、次の定期総会に報告しなければならない。

附 則

本規定は、

平成 9年6月 7日 一部改正

平成10年度 実施

平成13年4月28日 一部改正

平成29年4月22日 一部改正

平成31年4月27日 一部改正

令和 6年4月24日 一部改正

令和 7年12月6日 一部改正し、令和8年4月1日より施行する。

海老名市立有馬中学校 P T A 個人情報保護規程

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 個人情報の利用目的の特定等 (第4条-第6条)
- 第3章 個人情報の取得の制限等 (第7条-第8条)
- 第4章 個人データの第三者への提供の制限等 (第9条-第10条)
- 第5章 保有個人データの開示、訂正・削除 (第11条-第12条)
- 第6章 組織及び体制 (第13条-第15条)
- 第7章 雜則(第16条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、海老名市立有馬中学校 P T A (以下「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報 本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそらがあるもの以外をいう。
- (3) 本人 前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
- (4) 役員 本会の役員会を構成する者をいう。
- (5) 従業者 本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。

(責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(個人情報保護管理者)

第4条 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

- 2 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理及び保存並びに開示及び訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
- 3 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

(利用目的の特定)

第5条 本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決める。

(個人情報の収集)

第6条 本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお本会は、要配慮個人情報（思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(個人情報の利用の制限)

第7条 本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の管理)

第8条 個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保及び正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざん及び漏えいの防止

- (3) 個人情報の正確性及び最新性の維持
 - (4) 不要となった個人情報の速やかな廃棄又は消去
- 2 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託する時は原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかに受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第4章 個人データの第三者への提供の制限等

(第三者への提供の制限)

第9条 本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者からの提供)

第10条 本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第5章 保有個人データの開示、訂正・削除

(個人情報の開示請求)

第11条 本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

(個人情報の訂正又は削除請求)

第12条 本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第6章 組織及び体制

(苦情の処理)

第13条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）については必要な体制整備を行い、苦情があった時は、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任者は、本会会長とする。

第14条 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(研修)

第 15 条 個人情報保護管理者は、役員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して定期的個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

に

第 7 章 雜則

(雑則)

第 16 条 本規程の改廃は役員会の承認を受けて行う。

2 本規程の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

本規程は、平成 31 年 4 月 27 日より施行する。

令和 7 年 1 月 6 日 一部改正し、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。